

第1回虹田地区地域審議会会議録

日 時 平成18年8月30日(水)
午後1時30分から
場 所 洞爺湖町役場第2委員会室

会議次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 町長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 会長及び副会長の選任について
- 6 会長及び副会長あいさつ
- 7 議 題
地域審議会の設置について
虹田地区に係る平成18年度執行事業について
虹田地区地域審議会会議運営規程について
諮問「地域的な課題について」
- 8 その他
- 9 閉 会

出席委員

奥 山 耕 一	鈴 木 雅 善	中 村 敏 之
小 林 周 二	大 道 義 則	佐々木 勝 敏
川 口 昭 憲	津 崎 孟	

欠席委員

中 野 豊 子	山 谷 茂
---------	-------

会議に出席した町職員等

長 崎 良 夫	大 西 康 典	武 川 正 人
高 橋 謙 介		

1 開会 13:30

2 委嘱状交付

～ 委嘱状の交付～

3 町長あいさつ

皆様方には日頃より町政各般にわたりお世話になっているところですが、本日は第1回目の虻田地区地域審議会のご案内をしたところ、時節柄、大変お忙しいところご出席いただき、厚く感謝、お礼申し上げる次第でございます。

旧虻田町、旧洞爺村の合併協議の中で、いくつかの重要な項目を協議してきたわけですが、その中の項目のひとつであります地域審議会について、今回こうして新しい町として第1回目を迎えることができましたことを深く感謝しております。

さて、ご承知のように3月27日に洞爺湖町が誕生しまして、はや5ヶ月を経過しようとしております。現在、全町挙げての新町の将来像であります「湖海と火山と緑の大地が結びあい元気をつくる交流のまち」を目指し、住んで良かったと評価されるような質の高いまちづくりの取り組みを始めたところでございます。

この合併が将来にわたり、よりよい地域づくりとなるよう地域の皆様方のご意見を頂きながら進めてまいりたい所存でございます。

審議会では、新町建設計画の変更や執行状況、また合併後の虻田地区における諮問事項について、委員の皆様にご審議をいただきたいとおもっております。委員の皆様方におかれましては、今後の洞爺湖町のまちづくりにお力添えをいただきますとともに、洞爺湖町のさらなる発展のために忌憚のないご意見をお寄せいただきますよう心からお願い申し上げます。

なお、本日臨時会が開催されまして、洞爺地区における役場支所について色々ご審議いただきまして、総合センターを全面的に改築し、その一部を洞爺の支所として活用することでの改築費用の予算が可決したところでございます。私どももなるべく早く、何箇所に分かれている支所の体勢を統一し役割を強化していきたいと考えております。今日の予算の議決を受け、早速改修に係ることになりますので、ご理解願います。本日の第1回目の虻田地区地域審議会開催にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

4 委員の紹介

～ 審議会委員及び事務局職員の紹介～

5 会長及び副会長の選任

事務局 会長及び副会長の選任ということでございます。本来であれば進行については審議会の会長となっておりますが、会長が決まるまでの間、町長にお願いしたいと思いますが、皆さん如何でしょうか。（意義なし）

町長 それでは、これより会長が決まるまでの間、次第にのっとして準じ進めてまいりたいと思いますので、ご協力お願いします。会長及び副会長の選任でございりますが、これについて、事務局より説明いただきたいと思います。事務局どうぞ。

事務局 それではご説明申し上げます。虻田地区地域審議会の会長及び副会長の選任でございりますが、これについては虻田町及び洞爺村の廃置分合に係る地域審議会の設置に関する協議書第7条に基づき、委員の互選によりこれを定めるとなっておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

町長 それでは、事務局より説明のありましたとおり、委員の互選により決定することになっておりますので、委員の皆様にご取扱いするかお諮りいたします。

委員 メンバーを見ると自治会関係、商工会関係などの各種団体の経験が多い、自治会推薦の奥山さんに会長を、副会長に商工会から推薦の鈴木さんをお願いしてはどうかと、提案します。

町長 ただいま、ご提案ありました。どうですか。

意義ないようでしたら、そのようにさせて頂きたいと思います。

ただいまのご提案では、会長に奥山耕一さん副会長に鈴木雅善さんとなっておりますが、ご異議ございませんか。（意義なし）

町長 ないようですので、そのように決定します。それでは、会長さん、副会長さん席の方にお付になってください。

6 会長及び副会長あいさつ

会長 会長に推薦いただきました、奥山と申します。自治会長になって4年しか経っていませんが、皆さんのご協力のもと良い審議会にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

副会長 突然の指名で副会長をさせていただく事になりました。鈴木です。会長を補佐しながら会議が円滑にすすむような取り組みをさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

7 議題

(1) 地域審議会の設置について

事務局 地域審議会の設置については、虻田町及び洞爺村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書のとおりとする。ということで、合併協定がなされておりす。

地域審議会は何故おかれるかかといいますと、合併すると行政区域の拡大に伴い住民の役場の距離が遠くなり、住民の意見が町の施策に反映されにくくなるのではないかという懸念があり、それらが合併の不安要素といわれていました。これに対応して地域の実情に応じた、きめこまかな住民意向の反映をさせるための組織として設置されました。

それでは次に地域審議会の設置についてという資料をご覧頂きたいとおもいます。2頁の新町建設計画の位置づけについてご説明します。新町建設計画は虻田町及び洞爺村の合併した場合の町づくりの将来ビジョンとなるものであり、この計画の詳細かつ具体的内容については、新町のまちづくり総合計画に委ねるものとする。ということになっております。

会長 説明が終わりました。ご意見、ご質問ありますか。

委員 新町建設計画は、今の説明では2頁では本計画をもとに作成する総合計画に委ねるとなっていますが、平成16年度にだされた旧虻田町のマスタープランによると、実施段階において仮に合併等の状況が変わった場合でも基本的なものは尊重するという方針があった。今後、新町になってから基本構想、計画をたてることになるが、その基本的な精神はそれにそっているかどうかを確認したい

事務局 この計画の策定については、合併時の両町村のまちづくり総合計画を基本に計画策定している。この計画を踏まえ総合計画に着手しているため、当然盛り込まれることになる。

委員 町長に一つだけ聞きたい。地域審議会の性格についてたずねる。町から諮問があって、協議し答申する形になると思うが、これから、計画を具体的に進めるときに、必要なのは財政であるが計画どおりに行かないという状況が予

想されると思う。そうなったときは予定していた事業等が出来なくなることになると思う。例えば今まで住民負担がなかったが、負担せざるを得ないと町長が判断したとき、その時この審議会に諮問もあるのかどうか、その時に審議会として、それはまずいと言うような意見具申もすることが許されているかどうか、単に私たちは出された意見に対していいですよ、というだけの場なのか意見を聞きたい。

町長 なかなか、予想しない国の動きと地方へのしわ寄せがある。正直いって合併、その他地方問題が大きく動いている。財政問題は夕張の件もあり総務省の対応も変わってきている。そういった意味を加味しながら行くと、当初計画したものにそぐわないものも出てくるのではないかという恐れはある。諮問の仕方についても勉強していかなければならないが、これから総合計画を作成していくうえで、合併協議の流れと異なった方向に行くことが、ないこともないと思う。十分慎重に進めなければと思う。

委員 審議会と議会との関係ですが全然性格が違う、この審議会は町の諮問機関でしかなく、別に法人格があるわけでもない。決定機関ではないと思う。ただ、住民の関係で議会に係る場合どうしても国からの要請で町としては議会に議案を出すとなった時に、その前段で地域審議会で良いと言っていますよとか、審議会がイエスと言ったから議会に出していくのかどうか、この審議会が利用されることがないのかどうかお聞きしたい。

町長 地域審議会は必須の機関ではない。その点から考えれば、合併したことによって危惧された問題について、うまくいっているかどうかが一番の審議会の問題でないかと考える。審議会ですから町長の諮問機関ですけども、そのような形が危惧されることは、私としてもとらわれないようにしていかなければと思います。

会長 この審議会は合併の際にできた審議会と認識している。旧虻田と洞爺で住民格差がないように、皆さん平等で町長にお願いするような会議ではないかと感じているが、そんなような形で進めてよいのか。

予算がからむような重要案件については議員に任せたいほうがよいのではないかと考えているが、必要であれば、洞爺地区の審議会とも合同で会議する必要もあるのではないかと考えているが、どうか。

町長 地域審議会はそれぞれの地区で実施するもので、合同でやるべきものではないと思う。それぞれの地区がどうあるべきかを議論するもので、合同でやるべきものではないと考える。前段部分はそのとおりである。

会長 あくまでも虻田地区についてご意見を述べる会議ということです。

委員 合併町村の一体性の速やかな確立と合併町村の均衡ある発展の2点に地域審議会の設置目的がある。そこを中心に審議していく。あとは、洞爺湖町の総合計画の中で検討していくという整理しないと、なんでもかんでもここで検討していくのだということであれば大変な作業になる。

委員 地域審議会というのは、合併して地域的に一般的に不利になる地域が飲み込まれないために、独自色を出すための機関と思っていた。そう言う面で行くと洞爺地区はわかるが、虻田地区に審議会が設けられた経過というのを知りたい。

事務局 3町村の時は自治区の設置であった。2町村になったとき再度どうするかとなった時に、洞爺地区の地域の振興があり地域審議会を設置することになった。その議論の中で虻田地区には不用ではないか、という意見もあったが協議の結果、両方に設置することになった。

(2) 虻田地区における実施事業

事務局 この資料は、平成18年度当初予算において予算措置された主な事業を、新町建設計画の体系に合わせて作成したもので、報告という形で整理した資料でございます。

～資料の内容説明～

会長 ご質問ありますか。これについては、平成18年度予算額の説明ということで、お聞きするだけで進めたいと思いますがどうですか。(意義なし)

(3) 運営規程

事務局 虻田地区地域審議会の会議運営規程について、町長が設ける会議規定では、若干不足する部分があるので、虻田地区の地域審議会として設けるものであります。

～会議運営規程の説明～

会長 説明が終わりました。ご質問、ご異議ありませんか。

委員 審議会の会議の案内ですが、文書として案内されると思うが、事前に審議案件を付して案内することにならないのかどうか。

2点目に傍聴人を20人にするとありますが、この20人の根拠は椅子の数ですか。

事務局 資料は事前に配布します。会場は、この会場を想定しているので、この会場に入る人数としておおむね20名程度としました。

委員 傍聴人数は示すものなのですか。

事務局 うつわの関係があるので、定員を決めてどう整理するのが問題であり、混乱をなくすために設けた。20人が妥当かどうかは、協議により決めて行きたい。

会長 傍聴20人と出ているが、会議の案内は事前に住民に知らせていると言うことですね。

事務局 ホームページ等でお知らせすることで進めます。

委員 今後もこのような会議配置になりますか。なるのであれば、20人でよいのではないか。ただし、本当に聞きたい人がくれば20人を超えていても拒まないと言うことであれば、これでよいのでは。何十人も超えて傍聴人が来ることは無いと思う。それと、議事録的なものは、公開するのであればそれでよいのでは。

会長 20名ではなく、オープンにしたほうが良いという意見でしょうか。

委員 多いほうに越したことはないが、物理的に20人くらいだと言うのであれば、あふれたからといって締め出すのではなく、臨機応変に対応すればよいのではないかとということです。

会長 例えば、21人目は誰が排除するのか。

委員 この案では職員の指示というのがありますから、職員では。

委員 最も傍聴が多いのは議会だと思うが、人数規制はしていない。合併協議会も制限はしていなかった。一回決めると、それが慣例になってしまうのがまずいのかな、と考えている。

会長 傍聴する方は事前に署名して、提出するのですよね。

事務局 氏名、住所を記載していただきます。それとご心配頂いたように行政の慣例になってしまうのではないかという、意図は全くございません。むしろ定員を制限せずにて、会場に入りきらないとなると不信や混乱を招くおそれがあると考え設けました。

委員 そんなに固く考えないで、臨機応変に対応することでよいのではないか。

会長 それでは、人数を明記しても臨機応変に進めることでよいか。

委員 先ほど、ホームページで会議案内すると言っていたが、パソコン持っている人は何人くらいいるのか。皆さんが興味湧くような形で周知することで傍聴人も増えるのではないか。

会長 その辺についても、来るものは拒まずで、臨機応変に対応したいがどうか。（意義なし）

会長 運営規程は決定されました。

（４）諮問

町長 地域的な課題について、虻田郡虻田町及び虻田郡洞爺村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書第３条第１項の規定に基づき、合併後の虻田地区における地域的な課題について、貴審議会の意見を求めます。平成１８年８月３０日、虻田地区地域審議会会長奥山耕一様

事務局 諮問の趣旨は、虻田地区において各種の事業を進めるにあたって、特に気をつけて進めてほしいことや、合併して困っていることなど地域住民に意見を聞いたうえで町長に意見具申できるとなっておりますので、審議会委員の皆様から意見を頂きたいと考えています。次回会議で地域的な課題について議論していただければとおもっています。

委員 この議題は、諮問と言うセレモニーだけですな。

事務局 次の会議で諮問すべき事項と意見として具申すべき事項を審議会で整理して出して頂きたい。

委員 委員さんも専門分野で課題があると思うが、役場の方が全町的な課題を抑えているわけですから、これが課題ですよという形ではなく、こういう課題もありますよというのがあれば、検討しやすいし早い。われわれからの提案もあるが。

会長 各委員さんが各自しらべて持ってくるというのがよいのか、それとも役場からこれが課題ですよと提示され審議する方法がよいのか

委員 分ける必要はないのでは、さきほどいわれたように我々各自でもってくるものと、役場からのもの両方あってもよいと思う。ただ、この地域審議会で議論する範囲というのが見えない。このままだと、各委員が個人的に好き勝手な意見を言って終わってしまうおそれがある。

事務局 諮問内容については、行政が課題を絞って諮問する方法と行政がテーマを示さず様々意見を交わす方法がある。当町は後者をとった。

委員 私が聞いたのは、我々がしゃべるのはいいのですよ、ただしゃべるだけでいいのか、答申でまとめる時に好き勝手に意見をいってまとまらないのではないか、意見を言うにしても議会みたいに何かルールはあるのかと思って質問した。

事務局 具体的なルールまでは事務局では整理していなかった。

会長 例えば、自宅前の下水道の蓋が壊れていた場合は直接、職員に言って直してもらえばよいが、全体的に道路が悪く事故がおきる可能性があるとなると、この審議会になるのかと思う。

委員 何を話しあうかがなければ、広がるだけで終わってしまう。

副会長 この会は合併後の一体性の確立と均衡ある発展ということでの審議会であるわけですから、町が整理つかない部分などテーマをもうけた上で進めた

ほうがよいのではないかと思う、それ以外に委員が2年から3年後のまちづくりを提案していくほうが良いのではないかと思う。

委員 やはり、基本的な諮問の内容を出してもらって協議しながら、こちらからもだせるものがあれば出していく方が早いとおもいます。

会長 諮問の材料はたくさんあると思うが、とりあえずは各委員ごとに合併に対する考えをまとめる。その他町から課題があれば提示してもらって協議する方向しかないのではないか。

事務局 虻田地区における地域的な課題を整理してだせるものは、お諮りしながら進めていくとしたい。

委員 事務局から諮問内容出すということか。

事務局 さきほど事務局から何か案を出しほしいという、提案がありました。事務局としては案を用意していなかったのですが、今後検討させていただいて、そのような項目があれば提示させていただくということである。

委員 私たちに宿題を課せられたということですね。事務局からもだすけど、私たち委員からも出すということですね。

事務局 そのとおりです。

会長 合併協議において年間計画が出ているが、毎年毎年状況によって変化する、その中で整合性がとれなくなり、この審議会に諮られるというのが本来かと思う。今ここでどうしよう、こうしようとならないと思う。

今日あつまって、この議題がでているのだから色んなことが考えられると思うが次回会議までに各自勉強するなどし、何かあれば事前に担当者について議題にしてほしいという方法もあると思う。

委員 先進的な事例として、まっさらな形でこのように項目だけ示して、町民の意見を聞いて、また自分の経験上によって作り上げてきたと言う事例があるというのだが、中身もしりたいですね。

会長 どちらにしても、委員各自が勉強するうえで必要なので、さしさわりの程度に資料を事前配布してほしい。

会長 それでは、議題を終了します。その他ありますか。

8 その他

事務局 今後の日程ですが、18年度については3回開催を予定しております。次回は11月を目途に考えています。3回目については、1月から3月までの間に予定しております。

9 閉会

会長 年3回、おおむね4ヶ月に1回程度ということですね。その他ありますか。それでは、第1回虻田地区地域審議会を終了します。

終了時刻 15:10